

## ◆ お知らせ ◆

### ◆ 源泉所得税の改正について ◆

非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、  
当該親族に係る親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要になりました！

※平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成 28 年分以後の所得税について適用

たとえば、海外に住んでいる家族を扶養とし扶養控除を受ける場合などに、今までは本人の申告だけで扶養控除が可能でしたが、これからは以下のような書類が必要になります。平成 28 年 1 月以降から必要になりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

#### ◆ 「親族関係書類」とは

次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者がその居住者（納税者）の親族であることを証するものをいいます。

##### ① 【非居住者が日本国籍の場合】

戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券の写し

##### ② 【非居住者が外国国籍の場合】

外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります）

#### ◆ 「送金関係書類」とは

次の書類でその居住者（納税者）がその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行っていたことを明らかにするものをいいます。

① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者（納税者）からその親族に支払をしたことを明らかにする書類

② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその居住者（納税者）から受領したことを明らかにする書類

※「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等する必要があります。

# ◆ 人 事 労 務 ◆

## ■労働基準監督署が「長時間労働の削減に向けて」のパンフレットを公表

労働基準監督署が「長時間労働の削減に向けて」のパンフレットを公表しました。  
「長時間労働解消」に向けて、法令で定められた取組みを行っているかのチェックリストや、違法な時間外労働により書類送検された事例や労災認定事例、民事裁判事例が掲載されています。



その他、働き方の見直しへの取組支援の窓口等が紹介されています。

長時間労働については、調査等が厳しくなっており、会社のリスクもございますので、何かございましたらご相談ください。

### 【 チェックリスト（主なものを抜粋） 】

- 36協定は限度基準などに適合したものとなっていますか？
- 労働時間を適正に把握していますか？
- 年次有給休暇の取得を促進していますか？
- 産業医や衛生管理者などを選任していますか？（常時50人以上の労働者を雇用する事業場）
- 衛生委員会などを設置していますか？（常時 50 人以上の労働者を雇用する事業場）
- 健康診断や健康診断結果に基づく適切な事後措置などを実施していますか？
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導などを実施していますか？

これらの取組を行わないと・・・



### 長時間労働による影響



<長時間労働の削減に向けて（パンフレット）>

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/pdf/chojikanroudou.pdf>

## ◆ その他 ◆

### ■ 労災保険受給の労働者「打切補償払えば解雇可能」／最高裁判所が初判断

労災認定を受けて休職・療養中に解雇されたのは不当だとして、大学の元職員の男性が解雇無効を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁判所は「国から労災保険の支給を受けている場合でも（使用者が）打切補償を支払えば解雇できる」とする初判断を示しました。

精神疾患など、治療を継続しながら、休職が長期にわたる事例も増えていきますので、情報として概要をご紹介します。

#### 【事件の概要】

元大学職員の男性は、1997年に大学の職員に採用されたが、首や腕に痛みが生じる「頸肩腕（けいけんわん）症候群」と診断され、2003年頃から欠勤を繰り返すようになった。2007年に労災認定されて療養していたが、大学側は2011年に打切補償として約1,630万円を支払い、男性を解雇した。これに対し、男性が地位確認を求めて提訴した事案。



#### 【争点】

労働基準法では、業務上のケガや病気で労働者が療養している間は解雇してはいけないと定める一方、使用者が費用負担して療養を開始してから3年経過後も治らない場合は、平均賃金1,200日分の「打切補償」を支払って解雇できると規定しています。

今回の訴訟では、使用者が療養費を負担せず、国が労災保険を支給している場合でも打切補償の規定を適用できるかどうか争われました。

最高裁判所は、判決理由で「労災保険が給付されている場合、労働基準法が使用者の義務とする災害補償は実質的に行われているといえる」と指摘し「療養開始後3年が過ぎても治らない場合、打切補償の支払いで解雇できる」と4人の裁判官の全員一致で判断しました。

打切補償さえ行えば、解雇は自由にできるわけではなく、労働者の復帰可能性などを無視した解雇の場合は解雇権濫用にあたる可能性もあります。

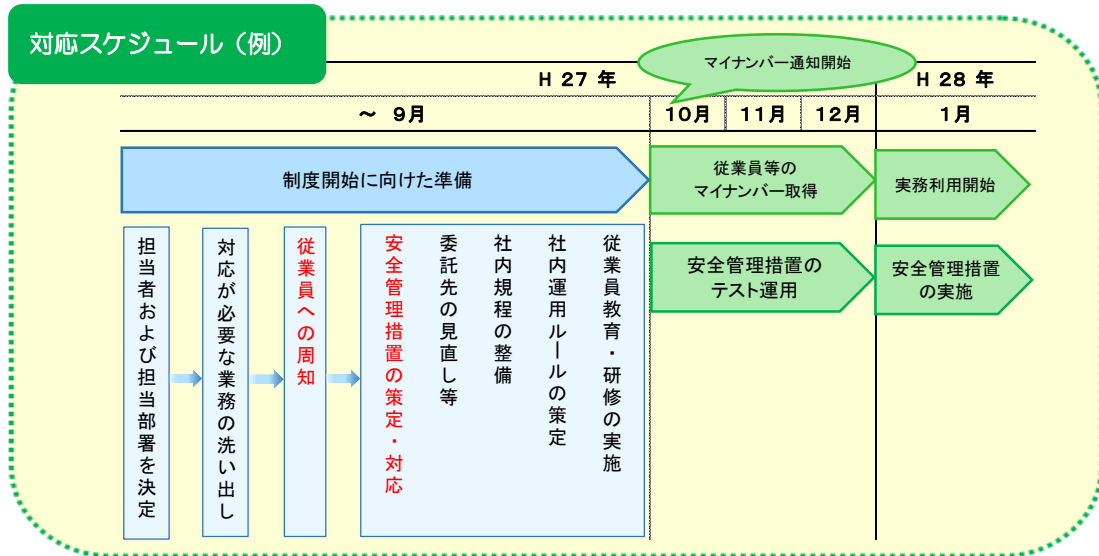
労務問題についてお困りのことがございましたらお気軽にご相談ください。



# ◆ マイナンバー ② ◆

平成 27 年 6 月号から特集させていただいています！今回は第 2 回です。

## ■ 今月のスケジュール（例）をご案内いたします



今月の  
スケジュール

### ◆ 従業員への周知 ◆

マイナンバー通知が届く前に、従業員へ下記 3 点を周知しておく必要があります。

- ① マイナンバー通知は平成 27 年 10 月から住民票の住所地に届く
- ② 住民票の移動手続を忘れていた場合は手続をとっておく
- ③ 届いた通知書は大切に保管する

### ◆ 安全管理措置の策定・対応 ◆

会社は、マイナンバー及び特定個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。



中小規模事業者には特例が設けられています。

会社の規模や事業内容に応じてご対応ください。

「特定個人情報保護ガイドライン」に示された 4 つの安全管理措置

- ① 組織的安全管理措置・・・組織体制の整備や、運用の確認・特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段の整備等
- ② 人的安全管理措置・・・事務取扱担当者の監督や教育
- ③ 物理的安全管理措置・・・特定管理情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難防止等
- ④ 技術的安全管理措置・・・アクセス制御、アクセス者の識別、外部からの不正アクセス等の防止や情報漏えい等の防止等

【参考】マイナンバー（社会保障・税番号制度）：内閣官房  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>